

国民健康保険に関する届出について

次のような場合、新たに国民健康保険へ加入される方、又は国民健康保険から別の保険に加入された方は、役場への届け出が必要です。届出の漏れがないか、もう一度確認しましょう。

国保への加入が必要な事例	届出に必要なもの
他の市町村から転入したとき	転出証明書 印鑑
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票 印鑑
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書 印鑑
子どもが生まれたとき	母子手帳 印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 印鑑
外国籍の人が加入するとき (1年以上滞在が見込まれる場合)	外国人登録証明書 印鑑

国保からの脱退が必要な事例	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証 印鑑
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証 印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証 印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	保険証 印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証 保護開始決定通知書 印鑑
障害認定により後期高齢者医療に加入したとき	国保と後期高齢者医療広域連合の両方の保険証 印鑑

これらの届出については異動日より14日以内となっております。もし国民健康保険加入の手続きが遅れると遡って課税されたり、脱退が遅れると課税されたままの状態となりますので早めの手続きをお願いします。(この期間を超えた場合でも届出は必要です)

熊本県警察地域連携高齢者等見守りネットワークシステム

(通称：シルバー見守りネット) について

7月1日から高齢者等の行方不明事案や安全・安心に関する情報等を直接メールで提供するサービスが始まります。シルバー見守りネットに登録すると、登録者の携帯電話やパソコンに、警察署から各種情報がメールで提供されます。

●提供する情報

- ①悪徳商法・振り込め詐欺等の高齢者等対象犯罪被害に関する情報
- ②自救能力のない高齢者等にかかる行方不明手配
- ③氏名不詳の迷い人に関する手配
- ④災害発生時の避難・救援関係情報
- ⑤安全運動等高齢者対策イベント情報
- ⑥高齢者等の交通安全情報

●運用開始日等

登録受付開始 平成23年6月6日～
 情報提供運用開始 平成23年7月1日～

●登録対象

自治体、行政機関の福祉関係者、自治会長、消防団、社会福祉協議会等の各種団体やその関係者等のほか、一般住民の方々の登録もできます。

■問い合わせ先 水俣警察署生活安全係

TEL 62-0110 (内線 261 又は 311)

～登録方法～

携帯電話から、下記のアドレスに空メールを送信すると、登録フォームが返信されるので、表示された画面の登録項目を入力して登録してください。

または、下のQRコードからも登録できます。

●メールアドレス

net110@ansin.police.pref.kumamoto.jp

●QRコード

